

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン
改正検討会（令和3年度）第3回 議事概要

日 時：令和3年12月20日（月）15:00～17:00

場 所：オンライン

【議事概要】

事務局から配布資料について説明が行われた後、委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○第1回検討会におけるご意見への対応状況について

- デューディリジェンス（DD）に要する期間について、対応方針としての反映はマーケットサウンディングに記載があるため、DDの事例の方に欄を変更してほしい。

○リスク分担・役割分担について

- 法令変更の定義が従来型PFIとコンセッションでは異なる。コンセッションの場合の特定法令変更は運営権設定事業のみを狙い撃ちした法令としていることを踏まえ記載すべき。
- 浜松市及び宮城県の事例において、特定法令変更のリスクは不可抗力に近い取扱いであり、確かに公共側が負担する設定にはなっていないが、ガイドラインで運営権者が負担するとした場合、発生費用はすべて負担すると読めてしまう。浜松市の事例では、法令変更・要求水準変更・著しい負担で料金設定割合を変更する内容となっており、利用料金及び工期変更で対応という単純な民間帰責とは異なる処理をしている。
契約解除の場合、民間事由であるとのミスリーディングとならないように記載には注意が必要。
- 特定法令変更・特定条例変更で分けるのも絶対とは限らない。特定法令変更であっても公共負担に寄せることで民間事業者にも数多く参加できるようにするという考え方を否定すべきではない。
- 金利変動リスクも同様である。資金調達規模等は案件ごとに異なり、それによりリスクの大きさや考え方も異なることから、一律の解答ではないことを示すべき。
- 金利変動リスクについて、上下水道は金利上昇してもアップサイドの収益が見込めない事業であること、エクイティ投資家¹と金融機関とで元々許容リスクが異なること等もふまえて、適切な負担のあり方を検討・提示すべき。

¹ 株式出資として投資を行う者を指す（一般に、エクイティ投資家とそれ以外の資金提供者（金融機関等）はリスク量が異なる）。

- 特定法令変更リスクのリスク負担について民間意見を聞いていただきたい。
- 先行事例と常に整合し過去事例に合わせる必要はないと考える。
- 法令変更リスク・金利変動リスクの記載内容を変更するのであれば、その理由など丁寧に説明も記載すべきではないか。
- 災害時の役割分担について、災害時の費用負担についても民間事業者が気にする点であり、調整をしっかりとすべきという点を記載すべき。
- 全般として、事例がまだ少ない中で、それに依拠しすぎているところがある。先行事例の考え方と現行ガイドラインの考え方の両論併記も考えられる。
- コロナ禍に関連し、東日本大震災時の放射能汚染等について、PPP 案件の先行事例ではどのような処理をしたか、想定外事象の参考として掲載してはどうか。

○会計処理について

- 総務省における基準委員会の公表について、仕訳例も入れたら分かりやすいのではないか。ただし、同仕訳が全て正しいわけではない点に留意が必要である。
- 会計の費目について、地方公営企業が連結するルールはなく、科目を分けるだけの労力を民間事業者側に負担させるべきなのか疑問である。本件に関しては総務省と連携しながら進めるべき。
- 区分経理して報告することについて、「特別会計の設置単位ごとに」と記載があるが、間接費の区分が課題になるはずで、あくまで「事例の一つ」とするべき。
- 検針票の内容について、下水道料金・下水道使用料と2つにわけた場合、使用者が増額したと誤解する恐れがあるのではないか。

○事業終了について

- 次期運営者を選定する公募において、競争性を保つためには一定の情報を公表する必要がある。事業終了又は情報公開の記載箇所、他業者も次回参画しやすくなるような仕組みを記載できれば良いと考える。

○流域下水道を対象とした運営事業について

- 流域下水道へのコンセッション方式の導入等を検討する際には地域の実情に合わせた手続きが必要とある点について、流域負担金以外の事項について、実例をふまえて参考となる留意点があれば記載してはどうか。
- SPC が一つの担い手として、段階的に周辺の複数自治体からコンセッション等を受託するパターンについても、参考として記載したらどうか。

○雨水排除施設に関する取扱いについて

- 特になし

○KPIについて

- KPI の活用は進めていくべき。民間事業者からの意見にもある通り、統一した項目を国交省で検討できないか。KPI の数は 15 程に厳選し、比較できる形で実施できるのが望ましい。
- 国内でも各種協会や業界団体が指標を提示しており、それらも参考になる。ただし、モニタリング項目として活用できる熟度には仕上がっていないというのが実情と考える。実現までに時間はかかると思うが、官民での幅広い意見交換を行っていくことが重要と考える。
- モニタリング項目数について、指標数が多くなりすぎると管理が煩雑になるほか、指標を多く作ることが目的化する可能性あるため留意が必要なことを記載すべき。
- KPI の指標が連結するのかどうかも含めて、どのような会計基準に準拠するかにより指標適合性も変わるため考慮するべき。

○情報公開について

- 計画と結果のみではなく、管理状況を把握可能な情報を公開することが必要ではないか。業者による秘匿により、公募時の競争性が失われると、より良い事業へ進化しなくなるのではないかと危惧する。
- 下水道コンセッション実施の意義としては、経営面の改善のみではなく、下水道が持っている様々な情報をオープンにしていくという点もあるのではないか。積極的に情報を公開することで、企業への信用性を高められる。ガイドラインでは、導入をきっかけに情報公開を推進していく考もあることも記載すべきではないか。
- 宮城県では、SPC だけではなく OM 会社の情報公開についてどう実施しているのか、それを踏まえて何か反映すべきことがあるのかについても検討するべきではないか。
- 重要なことは、運営手法を問わず事業がどのような状態にあるのかを使用者目線でわかりやすく開示をすることではないか。事業の透明性を高め、使用者の関心を高めることが大事だということを記載するべき。

以 上